

処 分 基 準

平成13年4月4日作成

法 令 名：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則（11-1）
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準） 同第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全総務課（043-201-0110）
備 考：